

4.京都府茶協同組合 職務遂行内規の制定

趣 旨

現行の組合の仕事の進め方は多分に過去の事例を踏襲する傾向が、強いように見受けられ、時代・環境も大いに変化してことから基本的な仕事の推進方法（特に出費の絡むもの）に関して一応のルールを制定しておいた方が当該スタッフも作業が進め易いと思われます。後で生じるトラブルを未然に防げることに役立つものと思われます。

京都府茶協同組合 職務遂行内規

金銭の出費を伴う事業や予算の編成

1. 各委員会にて 30 万円以上の出費を伴う事項については定例役員会に図り、その承認を得るものとする。また役員会で高額と認められた事案についてはこれを理事会決議に図る。

また 〇〇 円以下の支出についても委員会で役員会に図った方がよいと判断された場合はこれを役員会に図るものとする。

また、支出額の決定に関しては公平性を期し、組合員の理解を得るためにも不可能な事情がない限り、複数の業者による競争入札を行うことが望ましい。

2. 各委員会において金銭の支出以外にも組合組織全体が掌握しておいた方がよいと思われる事案はこれを遂行前に全スタッフに連絡し、報告・協議の会議を設ける。

その後役員会にも報告が必要と思われる事案はこれを役員会に図るものとする。当該事案の判断基準は金銭支出発生時ほど明確には規定できないが、他部署が聞いていないという理由でのトラブルを避けるため、より緻密で丁寧な対応をすることが望ましい。